

平成24年11月定例会 防災対策特別委員会（付託）

平成24年12月 7 日（金）

〔委員会の概要〕

中山委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。（10時35分）

直ちに議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明または報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明、報告事項】なし

納田危機管理部長

本日、説明事項及び報告事項は特にございませんで、御審議のほどよろしくお願いいたします。

中山委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

有持委員

先日、12月 2 日に中央自動車道で発生いたしました笹子トンネルの崩落事故ですけれども、死者が 9 名と非常に大きな大惨事となりました。これも、1 つには老朽化でボルトが破損しておった関係で大きな事故になったわけでございます。昨日も羽田トンネルで天井のボルトが破損しておったとテレビで報道されており、県内におきましても橋梁、トンネル等多くの施設がございます。大きな地震が発生しますと、そのような老朽化した非常に弱いところが、恐らく大きな惨事を招くのではないかと懸念されるわけでございます。

県におきましても、トンネル、橋梁は十分検査等をしていただいておりますけれども、徳島県もやはり山間部が多いわけで、崩落事故も考えられます。新規の道路を建設するのも大事ですが、県下におきましても非常に老朽化した道路、橋梁、トンネルが多数ございます。それを大事に使うことがもちろんでございますので、そのような施設を県としてどのように管理して、できるだけ長く、安全に使っていくか十分検討されておられると思います。県におきましては、あのような大きな事故を受けて、これからトンネルとか橋梁とか、山間部の崖等の維持、点検等をどのように進めていかれるのか御答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

杉本道路整備課長

ただいま委員からは、橋梁、トンネルを含めた道路の点検をどのように行っているのかという御質問でございます。

まず、道路の点検ですけれども、道路の瑕疵による交通事故の防止、それから異常箇所を発見して応急的な措置を図るために巡回する日常の道路パトロールに加えまして、暴風

雨、豪雨、地震などの異常な自然現象が生じた際の、道路被災状況や落石を確認し、適切な処置を講ずるための特別パトロールを実施しまして、適切な維持管理に努めているところでございます。

橋梁、トンネルなどの道路構造物は、特に安全性を確保する必要があります。まず、橋梁におきましては、老朽化によって修繕費用などに大きな影響がある15メートル以上の橋梁については、従前の対症療法的修繕から、損傷が軽微なうちに対処する予防保全修繕に転換いたしまして、定期的な点検に基づき、橋梁長寿命化の修繕計画を策定し、計画的な修繕に努めているところでございます。

また、トンネルでございますが、道路パトロールにより定期的に点検を実施しているほか、トンネル非常用設備は毎年定期点検を実施しております。さらに、道路のり面に関しましては、道路防災点検などの結果、対策が必要とされている箇所につきまして、順次対策工を実施しているところでございます。

橋梁やトンネルにおきまして事故が発生した場合は、非常に重大な事故につながりますので、健全性確認、損傷の早期発見のために、道路パトロールを初めとしまして、日常点検の強化を図り、異常などが認められた場合には速やかに対応し、安全で安心な道路空間の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

有持委員

県におきましては、十分な検査と、見回りをしていただいておりますということでございますけれども、5日にも、富山県の国道8号線の倶利伽羅トンネルの照明器具が崩落して車に当たったという事故も出ております。トンネルにつきましては、古いトンネルにひびが入って、そこから水滴が落ちているようなトンネルもあります。国交省の分については国の事業でございますが、県道にもトンネルも橋梁もかなりたくさんございますので、非常に財政的にも厳しいときですけれども、やはり安全が一番でございます。特にこれからいつ地震が起こるとも限りませんので、県において、十分な対策を立てていただきたいと思います。

道路の管理というのは非常に難しいのですけれども、今後とも県において対応していただいて、県民の安全・安心のために努力していただきますようお願いをいたしまして、以上で終わります。

達田委員

1点目ですけれども、避難所整備のあり方についてお尋ねしたいと思います。新たな浸水被害の想定が出されまして、今まで全く浸水が予測されていなかったところで新たに浸水すること出てきております。また、これまで浸水するであろうと想定されていたところでも、浸水の高さがもっと高くなるということで。今まで市や町が指定していた避難所が、そのままの状態でよいのだろうか、そういう思いをされている方も多いのです。新たに浸水するであろうところで、避難所の設置というのは大丈夫なのか、それとも足りないのか、整備が必要なのか、どういう状況にあるのか、その点を教えていただきたいと思います。

楠本南海地震防災課長

今回、最終的な津波浸水想定を公表させていただきまして、浸水域の拡大、浸水深が深

くなっているところが出ております。それで、私ども、市町村を含めまして、再度総点検を実施をしております。その中で、新たに必要な避難場所の確保、避難所の見直し等を実施していただく。それに関しましては、津波から命を守る緊急総合対策事業を活用して市町村を支援してまいりたいと考えております。

達田委員

新たに総点検をされている、今までなかったところでも総点検しているという自治体は、具体的にどこどこなんでしょうか。

楠本南海地震防災課長

今回、新たなところではなくて、従来のところも含めて再度総点検を実施をしているところであります。具体的な整備に関しましては、私どもの補助の関係で、それぞれの個別の市、町と御相談をしておるところでございます。

達田委員

浸水被害といいましても、津波の場合の浸水被害と一般の大雨のときの浸水被害と全く状況が違うと思いますので、十分な点検が必要でないかと思うのです。これまで避難をしたくても避難場所がないということで、これから整備が必要だと言われております。

今、県のほうでは、避難路、逃げていく道の整備とか、あるいは誘導灯をするとか、そういうことについては支援できる制度があると思います。

新たな避難所、例えば公民館であるとか、集会所であるとかを、これから新たにつくりますというときに、全く高台がないところがありますね。そういうところで、建物をつくって、そして一番上まで逃げていけるようにするためには、らせんのようにずっと建物の外側を回って屋上まで逃げていけるような避難路もあります。建物にそういうものをつけていく支援の仕方もあるかと思うのですが、そういうのは、避難路整備の中の1項目として入っているのでしょうか。

楠本南海地震防災課長

津波から命を守る緊急総合対策事業におきまして、避難のために有効であれば、非常に弾力的に運用しております。補助金などは規律化も必要でございますが、建物の外づけ階段でありますとか、例えば屋上に手すりをつけるとか、そういった観点から有効であるということであれば、市、町から御要望があれば、対象として支援を行っているところでございます。

達田委員

これまでずっと議論をしてきたわけですがけれども、津波ということになりますと、ある一定時間そこにとどまらなければならないということで、備蓄も必要であろうし、トイレとかの設備も必要になってきます。そうしますと、ただ単に高台に逃げるというだけじゃなくて、いろんな設備が必要になってくると思うのです。

そして、実際に避難訓練をしてみますと、ほとんどの方が高齢者の方ということで、車を押したり、それから自分が押すだけでなく押してあげる。車椅子に乗ってだれかに押されてでないとなに上へ上へいられない方も多いわけです。そういう建物に、私も見に行ったのですが、渦巻きのようにずっと避難路をつくっている建物もございました。そういうところを

ぜひ取り入れていただいて、各地で安全な避難場所が確保できるように、ぜひ県も対策を立てていただきたいと思います。ただ山に逃げたらいいんですよ、だけではないと思うのです。ぜひその点をお願いしたいと思います。県としては、そういうものが必要であろうところは、もうかなり研究されているのでしょうか。

楠本南海地震防災課長

それぞれ避難場所の確保ということで、住民の方々、市、町含めて検討しておりまして、新たな避難場所というのにも必要と出ております。それから既存のビルを活用する。委員おっしゃるような外から上がれるような外づけの階段ですとか、いろんな創意工夫をされているところもございます。そういったところへは弾力的に支援できるように、県としても今後とも積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。

達田委員

私たち共産党県議団も、そういう建物を視察させていただいたのですが、3.11より以前にそういう発想でつくっておられる建物もございましたが、今となっては建物が3階ではちょっと低かったのではないかという御意見も出てきております。ですから、徳島県内で、想定に合わせたより安全と思える避難所ができるように、ぜひお願いしておきたいと思います。

もう一点なのですが、事前でも説明をいただいた条例です。震災に強い社会づくり条例の中で、県民の役割並びに県の責務ということで、いろいろと目的なり、具体的な対策なり書かれているのですが、私は特にこの中で、防災教育、防災啓発の進め方が非常に大事だと思うのです。それで、例えば、今地域に防災組織がありましても、年に1回か2回集まってセミナーとか、あるいはお話を聞くとか、そういうところが多いと思うのですけれども、もっと本当にしみ渡っていくような教育や啓発が、回数も多く必要ではないかと思うのです。今後はどのようにお考えでしょうか。

柿成防災人材育成センター所長

今御指摘がございましたけれども、きょねんは400回ほど寄り合い防災講座に出向いておりますし、移動防災センター等でも出向しているわけがございます。しかしながら、回数をふやしていくということになりますと、ちょっと。地元で人材を育てて地域で取り組んでいただくことが必要になってこようと、このように考えております。

そうした中で、自主防災リーダーの研修会とか、地域で引っ張っていただく方々の研修会というのも開いておりますし、また、徳島大学とうちの防災センターとで、地域防災推進員という制度も設けておりまして、徳島大学におきまして1年間にわたって研修をしていただく。こういうようなことで、地元の人材を養成して、地域でリーダーとして活躍していただく方向で取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

事前のときにもお伺いいたしましたが、災害のイメージをつかむことがやっぱり対策に欠かせないと思うのですね。イメージをつかめずには、何の対応もできないというふうに言われております。それで例えば、学校教育においても、また一般の方に対しても、そういう災害イメージをつかむ教育啓発が必要ではないかと思うのです。

お一人お一人が24時間をどのように過ごしておられるのか、まず自分の生活を見ていた

だく。で、1時間ごとに区切って、このときにはあなたはどこにいますかということを考えていただく。例えば、通学通勤であれば、この時間帯には家から離れてこの辺におるだろうと。ではその辺は、災害想定はどういうふうにされているのだろうか、それも知っていく。そして、その場所で、自分はどういう対応をすればいいのだろうか、みんなそれぞれ時間ごとに違うと思うのですね。夜寝ているときはどうだ、御飯食べているときだったらどうだろうかと、災害はいつ起こるかわかりませんので。そういうふうに区切って、それぞれの時間帯で、それぞれの日で。日曜日はどうなんだろうかと、平日はどうだろうかと、いうように細かくイメージをつかんでいくということが、まず大事だと思うのです。

いつもそのときに最大の事故、災害が起こったという想定で、自分はどのように対応できるのかつかんでいく、そういう教育や啓発が必要だと思うのです。そうなりますと、やっぱり教材も必要ですし、マニュアル的な物が必要となってくると思うのです。ですから、具体的に条例に掲げられておりますように、「県民、自主防災組織、学校等及び事業者の役割及び県の責務」ですから、県の責務として県民の皆さんが災害イメージをつかんで、自分がどういうふうに対処したらよいのかというのをきちんとイメージできるような、そういうものをつくっていく必要がある、また取り組む必要があると思うのです。その点で、県の責務をどのようにお考えなのか、もう1回確かめさせていただきたいと思います。

柿成防災人材育成センター所長

それぞれが、どこにおいて、どう逃げるかと、そういうことでございます。まず、減災の立場から、やっぱり人の命を助けるということでございまして、まずは地震が起これば逃げていただく。津波が来るものとして、どこにいても逃げていただく。そのためには、どこに逃げるか、場所を地域として決めておくことが必要になって来ようかと思います。そういうことで、市町村、あるいは地域においても、それぞれ逃げる場所とか、ルートとか、そういうものを決めておいていただきたい。こういう必要があろうと思っております、そういう取り組みをいたしております。

また、こういうマニュアルをつくっております、今見直し中でございますけれども、逃げるときにはどういう物を持って逃げてくださいますとか、ふだん準備しておいてくださいますとか、そういうものもつくっております。また、新しく10月31日に、津波想定が出ましたので、そういうものも含めまして、現在新しく策定に向けて取り組んでおるところでございます。

達田委員

24時間をずっと細かく想定して、この時間帯に災害が来たらどうするのかというようなマニュアルは今現在も既にあるんです。そういうものを県民の皆さんにも、また学校教育においても、きちんと何度も何度も教育をしていただくということが必要ではないかと思えます。私自身も考えてみますと、家から出発してここへ来るまでの間に、バイパスを通るときもあれば、津田回りで来るときもあります。で、ここ通っているときにもし地震が起きたらどうなるのだろうかというようなことを、一つ一つ自分の頭の中でイメージしておかなければならないと思うのです。それが、一人一人が命を守ることにつながっていくと思うのです。この条例を見ておきますと、予防対策に努めます、それから応急対策について定めていって、復興対策についても定めると、非常によいことが書かれているのですが、では具体的にどうしたらよいのかというのが、本当に漠然としていると思います。

ですから、一人一人が具体的なイメージを持って、災害に備えていけるような、そうい

うものが必要だと思います。ただ地震保険に入っていたらいいわというのではなくて、それまでに自分が被災したときに家があるだろうか、もしかしたら家がなくなるかもしれない、被災地で避難場所にいるかもしれない、そういうところまでイメージをして、その場合にどうやって復興していくのかという、具体的なイメージを持っていただく、そういう教育も必要ではないかと思うのです。

本当に大きな災害が起きて、私たちが教訓とできるところは物すごく多くあると思うのです。そして、そのイメージがすごく強い今こそ、具体的な災害対策のこの条例が本当に生かされる、本当に震災に強い社会づくり条例になるように、この目的がきちんと果たせるような、きめ細かな対策を立てていただきたいと思いますので、ぜひ啓発、教育の部分で頑張ってください。

それともう一つは、例えば道路上で地震が起きたらどうしよう、どこに逃げようかといっても目印もない。よっぽどたくさん目印がないと避難場所がわかりません。自分の住んでいる町だったらわかりますけれども、一たん外に出たらわからないわけですから。全く知らないところでどこなんだろうかと探しまわらなければいけない、うろうろしなければいけないというのは困ります。やっぱり、道路上の標識とか、避難場所はこちらですよと目立つところに立てるということも、たくさん必要になってくると思います。そういう点でまだまだ少ないと思います。余りお金をかけずにできることもたくさんあると思いますので、ぜひ早急をお願いをしたいと思います。その避難場所へ誘導できる目印、どうでしょうか。

楠本南海地震防災課長

どこに逃げるかというのは非常に重要でございます。地域で住まれている方は広報等で町からも配布されております。それで、知らないところに行った場合、本来であれば事前にそういうところに行く場合には確認をしていただきたいと思いますのでございます。道路上全てに表記というのは非常に難しいものでございます。

ただ、わかりやすく、どういった方向へ逃げるというのは充実していかなければならないと考えております。

中山委員長

小休します。（11時00分）

中山委員長

再開します。（11時01分）

達田委員

24時間というのは、既にそういう教育のマニュアルがあるのです。防災教育のマニュアルというものができております。防災担当の方だったらちゃんと御存じだと思うのです。災害のイメージがない限り、人間は対応できない。東日本でもふだんやっていたことはできたけれども、やっていなかったことはできなかった。だから、きちんとイメージをつかんでいくことが大事なんですよということを申し上げているわけなので、そういう教育、啓発を進めていって、災害を少なく減災をしていく。そういう対策が必要なんだという意味で申し上げているわけなのです。

ですから、新たな教材、また今までに開発されているものがあると思いますので、取り

入れていただいて、教育なり啓発なりに生かしていただきたいという意味なのですけれども、その点で誤解をされましたでしょうか。

佐野教育長

学校教育の中では、防災管理マニュアルというものは平成18年に制定してございまして、それも既に見直しをして、学校にいるとき、授業中、放課後、それから通学途上、帰りということで、津波地震についての防災管理マニュアルを新たに策定して、学校にお配りをしているところでございます。

ただ、各地域がございまして、津波だけでなく、山崩れとか、あるいは道路の決壊とかがありますので、そういうことにつきましては、個々の学校で実態に則したマニュアルをつくり、そして自主防災組織、御家庭、あるいは地域と防災訓練をする、そういうふうなことを進めておりますし、研修も、新たにできる限りの教材を開発し、そして国、あるいは他県のいいものについては紹介をするように努めているところでございます。

達田委員

私も、東日本に何度か行かせていただいて、被災の状況を見てまいりました。広い広い東日本の震災の状況からは、ほんの一部だったとは思いますが、その中から、やっぱり日ごろの教育や啓発が本当にいかに大事かということを痛感して帰ってきたわけなのです。ですから、そういう教訓をいただきましたので、この徳島県で、津波の被害想定がされている、そういう場所については特に力を入れて、教育啓発に力を入れていただきたいし、新しいマニュアルなども取り入れて、やっていただきたいという意味で申し上げております。

特に、学校ではきめ細かな教育もやられていると思います。子供たち一人一人が、自分の身をどうやって守るのかということを考えていく教育もやられていると思います。やっぱりそれが県民みんなに普及されないと、この条例が生かされないわけです。みずからの生活の再建等の対策、避難住民の安否に関する情報収集とかいろいろなことが書かれておりますけれども、結局県民一人一人が考えないと、条例の趣旨が十分に生かれないことになると思いますので、ぜひその点、お願いをしておきたいと思います。

また、発想が大きく変わる部分もあると思いますし、私どももしっかりもっともっと勉強していかなければならない面もあると思いますので、その点ぜひ、県のほうからも新しい情報をどんどん入れていただいて、徳島県が防災教育の先進県になっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

もう一つなんですけれども、地域を回っておりますと、私たち、特に阿南市の場合、農地防災事業の防災ということでよく聞かれており、事業全体につきましては経済委員会のほうでお伺いするのですけれども。特に、毎年大水のときに心配しております那賀川の問題でございまして、この農地防災事業の事業目的の1つに、老朽化した堰を撤去することで、災害の未然防止を図る事業ですと書かれておりまして、これがどうなるのだろうかという問い合わせもございまして。これは、農業の対策としてやられていることではありますけれども、防災ということで期待されていた部分もあるかと思えます。それが今どうなっているのか、お尋ねしておきたいと思えます。

黒石農林水産部副部長

国営総合農地防災事業についてのお尋ねでございまして。吉野川あるいは那賀川、下流域

において市街化が進んでいるということで、農家の非農化あるいは工場施設化が進んでいて、水質が悪化しているといったことで、水質を保全するための事業というのが直接的な目的でして、きれいな水を安定供給するという意味です。実は総合農地防災、総合という意味で、非常に広い。そういった意味では、直接地震や台風などの災害に対するものとか、あるいは事故というふうなものに対するものではないです。

そういうことで、まず、この事業の状況について説明させていただければと思います。

太田農業基盤課主幹

国営総合農地防災事業の那賀川地区についての御質問でございますけれども、先ほど、副部長からありましたように、国営総合農地防災事業那賀川地区につきましては、農業用水の水質保全を主目的といたしまして、老朽化した既存の水利施設の機能回復を図ることを目的に、農林水産省により平成8年度から事業実施されております。この事業につきましては、昨年度、国におきまして再評価がなされておまして、昨年の9月30日にその評価結果、実施方針が発表されております。発表内容につきましては、事業主体である農林水産省としまして、計画変更も視野に事業計画の見直しを進めることとしており、県は、事業計画見直しに当たり、事業費の抑制、事業効果の早期発現、農家の維持管理の軽減が可能な計画となるよう、国に対し要請しているところです。

現在、国におきまして県の要請を踏まえた見直し案の検討がなされているところでございまして、質問にありました老朽化し、機能の低下しました3堰につきましても、県の要請を踏まえて、現在国におきまして詳細な調査検討がなされている段階でございます。今後、見直し内容につきましては、国から十分な説明を受けまして、地元の意見が反映されますよう県としても協議調整を図ってまいりたいと思っております。

達田委員

これはさっきいただいたパンフレット、それからこれらは当初計画のときのパンフレット、同じことが書かれているんです。北岸、南岸、大西堰の3カ所の頭首工を統合することで、水利施設の機能を回復し、安定した農業用水の確保を図るとともに、老朽化した堰を撤去することで災害の未然防止を図る事業です。これは同じパンフレットにも、災害の未然防止を図るということが書かれています。ですから、かなり老朽化しているのですね。機能低下を生じていることから、河川管理上の支障があると同時に安全性が低下しているということが書かれているわけです。

ですから、これがどういうことになっていくのか、どういう対策がとられていくのかということは、地元としては非常に関心も高いですし、事業が全く見えないような状況ですので、やっぱり県民の皆さんにわかるような形で一度説明する必要があると思うのです。と言いますのは、那賀川はすべての県民の財産ですけども、農地防災事業ということで農業関係者だけには説明されるけれども、一般の方はどうなっているのかわからないというようなこともお聞きしますし、また、最初防災、防災と言っていたが、今は余り言わなくなっているというお声も出ております。それで、事業全体が、防災を含めてきちんと示されるのはどういうときになるのか、また安全対策、ここに書かれている安全性低下についての安全性の向上ということについて、いつごろ県民が知るところとなるのか、それだけお聞きしておきたいと思っております。

太田農業基盤課主幹

いつごろ基本計画の内容が明らかになるのかということでございますけれども、この事業につきましては、現在見直し作業中でございます。骨子がまとまりますれば、農家の団体であります那賀川土地改良区の理事会とか総大会で説明いたしまして、受益者の了解を得た中で、土地改良法の法手続ということで、農家の同意がとられることになります。事業の確定につきましては、法手続が完了した時点で事業確定となりますので、その過程の中で公表できる段階になれば、その段階、段階でまた議会等にも報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

達田委員

ぜひよろしくお願いいたします。計画そのものは、いろいろと見直しをされたりして進んでいってるとお聞きしておりますが、目に見えた形では事業は進んでいないという状況の中で、県民の皆さんからどうなっているのかといういろいろ聞かれるわけです。私どもにも全くそういう説明もありませんし、私たちは、どうやって答えたらいいのかわからないという状況に置かれておりますので、ぜひ県民の皆様のためにも、情報がわかりやすく早く開示できるようにお願いをしておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

中内道路局長

先ほどの有持委員の御質問の中で、笹子トンネルと新たな倶利伽羅トンネルの事故の件で、緊急的な調査という部分もございまして、御説明させていただきます。

トンネル内におきましては、事故が発生した場合には、重大な事故につながるということから、トンネルの維持管理については先ほど課長から答弁したとおりのことを行っているところでございます。12月2日に発生いたしました中央自動車道の笹子トンネルの崩落事故、これは天井が崩落したということでございまして、こういったタイプのトンネルが本県にはないということでございまして、トンネルの点検についてはこれまでの通常点検ですということでございます。

さらに、先ほどの有持委員の御質問の中で、12月5日に一般国道8号の倶利伽羅トンネルで、照明器具の部品が1部脱落して車に当たるという事故が起こっております。この倶利伽羅トンネルにつきましては一般的なトンネルで、こういったタイプのトンネルは県内にもたくさんございますので、現在、トンネル内の設備の落下の危険性の有無について、遠方目視ではございますけれども、緊急的に調査を行っているところでございます。

今後、この遠方目視の調査に加えまして、次の段階として、今回実施しているパトロールの結果とか、倶利伽羅トンネルの事故の原因等も踏まえまして、できれば来年には近接目視とか裸眼審査による点検を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

喜多委員

今の有持委員の答弁につきまして、質問ではないのですが、全体的に全国のトンネルとか橋梁とか、いろいろなもので30年、40年、古いのだったら50年を越している構造物がいっぱいできました。今までは、つくることに専念ということだったので、現在全国的に、通れない、いわゆる通行どめになっている橋が大分出てきました。そして、トンネルでもほとんど使っていないトンネルもありますし、この笹子トンネルの事故のような事故、いわゆるコンクリート板の落下というような事故も、高速道路だけでなく多発している中で、今まではつくるのに専念ということでありましたが、つくると

同時に保守点検、いわゆる管理の方法というのをこれから本当に真剣に考えなければいけない時期になったのではないかなと思っております。

いつどこでどんな事故が起こってもおかしくないような、起こってからこれはこうだったから悪かったというような事故が、これからも多発する可能性があります。そして、そのためにはどうしたらいいかといったら、保守点検に予算を組んで、小さいときから抑える、補修する、直していくということが大きな事故につながらないための大きな方策であろうと思います。

県内にどれだけトンネルがあって、どれだけ橋梁があってということはわかりませんが、今後早急に対策をとって、今もしているらしいのですけれども、これからもっともっと力を入れて、事故のないようにしてほしいということをお願いしておきたいと思います。この間の笹子トンネルだけで、交通事故は皆そうですけれども、一瞬のうちに9人の死者が出ました。普通の交通事故でなく、構造物の劣化による事故ということは、防ごうと思えば防げる事故であろうと思います。今後とも対策を十分とられて、徳島県に、全国も一緒ですけれども、事故のない構造物をつくってほしい、推進してほしいなということを要望しておきたいと思います。

そして、地震の話になりますけれども、8月末に国から南海トラフの巨大地震の想定発表がありまして、10月末に、県において全国に先駆けて、津波浸水予想図が出されました。これは、今までの約2倍、1.8倍の浸水予測ということで、地元の話で恐縮でございますけれども、木工団地に近い津田地区も、2メートルから3メートルが3分の1ぐらいから半分ぐらいの予測だったのですけれども、それが津田周辺も含めて全町内ほとんどの地区が2メートルから3メートルということで、浸水予測が出されました。

そして、浸水予測は、川内、応神、北島から鳴門市まで、もちろん南はずっとですけれども、広がりました。そして、会う人ごとに、これいつ来るのかと、こんな大きい津波が来たらもう私は逃げない、今の家で死んでもいいから逃げないという話もあったり。みんな、津波恐怖症というか。意識的には、テレビ、新聞等のマスコミを含めたいろいろな発表で、もうあすにも来るようなことになっておるのではないかな。最近つくづく、会う人ごとに、何の話かといえは津波の話ばかり。2メートルとか3メートルとか来たら2階にいてもだめだなとか、うちのところはゼロメートルでとてもだめだから逃げない、歩いたり走ったりしたら足が痛いから逃げない、という話がいっぱいある。

1つには、今南海地震の確率が30年以内に60%の確率ということで言われておりますけれども。これは国から毎年1月に発表ということでありまして。国も、南海トラフにおける大地震ということで、今までにない大きな地震が発生するという前提で、発表されているような感じがいたします。そういうことで、1つには、この確率、いわゆる二連動から言ったら70%、三連動で言ったら88%の確率で発生するということが考えられますけれども。まず、発生確率は、もちろん変わってないと思うのですけれども、どのような状態かお答え願います。

楠本南海地震防災課長

南海地震等の発生確率でございますが、南海地震というのは過去から繰り返し100年から150年に1回、必ず繰り返し起こっております。必ず起こるということで、国の発生確率というのは、過去に起こったときからの経過年数等を参考にして公表しており、東南海地震が30年確率で70%程度、南海地震が60%程度と発表しております。ただ、その対象のマグニチュードは、国の確率とセットで公表しているのは、南海地震8.4程度になってお

ります。

今回の最大の東日本大震災を教訓としますと、東日本におきましても三陸とか東北とか津波がよく来ますので、宮城沖などは発生確率というのは非常に高くなっておりました。ただし、こういった規模が来るのかというのを確定できないところが非常に難しいところでございます。東日本を繰り返さないためにも、国は、確率を考えないで、科学的な最大は千年に一度、万年に一度で起こるかわからないが、もしも最大が起こった場合に津波がどれぐらいになるかというのを公表しました。それに基づきまして、県の浸水図を出す。いわば、想定外をなくすように、どんなのが来ても逃げられるような体制をしっかりと準備しておこうというのが、今の浸水想定でございます。現在発表されております発生確率を対象とした地震ではないと。これは内閣府が公表するときも、わざわざ次に予想される地震ではないということを公表しておりますが、そこら非常にわかりにくいところがございます。

喜多委員

それと、浸水予想は、いわゆる構造物が全壊ないしは一部決壊して浸水した場合の浸水予想図ということでございますけれども、以前に、点検をして、構造物が崩壊、決壊、損壊しなかった場合の浸水予想図も変わってくる、見直しがあるということでしたけれども、その後の状況はどうなのですか。点検をどうしているのかとか、浸水が変わるとか変わらないとかいう想定は、どのように考えておりますか。

楠本南海地震防災課長

今の浸水想定でございますが、堤防等の評価というのは、過去の方では評価できていたのですが、今の想定のマグニチュード9.0クラスに対しては評価ができておりませんので、国土交通省のマニュアルでいうと4分の1になると。75%も効かなくなるような想定になっており、それを超えるとゼロとなっておりまして、評価手法というのがまだ定まっております。これは、私も国に対してお話ししているのですが、評価手法をきちっと出して、それに基づいて評価ができれば、堤防がどれぐらいというような評価に基づいて予測図を出せるのですが、現在のところまだ、全体の評価手法というのが定まっていないのが現状でございます。

喜多委員

では評価制度、評価基準というのは、いつぐらいにどのように出る予定があるのですか。

重本河川振興課長

河川・海岸の堤防とかの耐震ということでございます。楠本課長からも話がありましたように、今はマグニチュード9という大きい地震での浸水予想となっております。その浸水予想図をつくるマニュアルにおきまして、要するにそういう大きい地震における堤防とかの評価ができていけませんので、今までの過去の経験からいいますと、最大に沈下した場合でも25%は残るという大前提のもとでの浸水、さらに最悪の場合のことを考えて、それを超した場合には、流水で洗われたりしますので、それもなくなるという形での浸水予想図を出している状況でございます。

ですから、これまでのより大きな震度での評価は多分できることではないと思います。また、最大級という震度が新たに出るかどうかも今のところわかりませんので、県といた

しましては、数十年から百数十年に起こる津波に対して対応する設計津波、L1津波という形での評価、この津波高を今検討しております。それによって構造物等の設計等も考えていかねばいけないと今やっておりますので、御理解よろしくをお願いします。

喜多委員

初めに申し上げましたように、いわゆる県民、住民は、この間の浸水予想図があすにでも出るという意識ばかりで、不安ばかりでございます。安全を見越してがばっとしておくのはよいのですが、もう少しどうにかできないか。日々不安の中で生活しているのが実際でございますので、どうにかできないのかという思いがあるのですが、どうでしょうか。難しい答えだけれども。

重本河川振興課長

この間10月に公表させていただきましたのは、最大クラス、今後いつ起こるかわかりませんが、要するに最大か、今の知見で考えられる最大クラスとして起きた場合の浸水、要するにそこまでは想定外だということがないように、危ないという範囲を示させていただいたものです。周辺の皆さんには、減災という考えから、逃げていただく範囲というふうに御理解していただければと思います。

また、もう1つの比較的発生頻度の高い津波、先ほど説明させていただいた数十年から百数十年に起こる津波というのを、今検討しております。これについては、構造物等でできるだけ守っていこうという津波の高さでございますので、そこらも含めまして今後いろいろ公表させていただきながら、住民の安全・安心に向けて、頑張っていこうと思っています。

よろしくをお願いします。

喜多委員

よろしくお願ひいたします。

それと、海拔表示について質問をいたします。地元においても2年ぐらい前に、前の浸水予測図に基づいて、徳大の中野先生に御指導をいただいて、それぞれどのぐらい浸水するのか、浸水予想高さを波の格好であらわして、町内で20カ所ぐらいに表示いたしました。そのときは海拔表示ではなく浸水予想高さを表示したのですが、もちろん今回の想定によってまたそれも見直しをしなければいけないと思うのですが、やはり今度これだけの浸水予想が出された時点で、やっぱり何が根拠になるかというと、海拔表示はこれからも変わらないし永遠に使えるということで、海拔表示の大切さが言われておりますし、私も認識をしております。

その中で、海拔表示、いわゆる国交省と直轄国道で138カ所、県の管理道路で150カ所に計画されておまして、実行、実施されております。その状況についてお尋ねをいたします。

杉本道路整備課長

ただいま委員から道路の海拔表示の県内の整備状況についての御質問をいただきました。まず、海拔表示でございますが、四国地方整備局、四国4県で、今後発生し得る津波などに対する緊急対策として、大型標識柱などの道路施設に海拔を表示いたしまして、道路利用者また沿道住民の方々に海拔情報を提供し、防災意識を高める、地震津波時の避難行動

に活用していただくことを目的に、海拔シールの整備を進めているところでございます。

まず、本県の直轄国道でございますが、先ほど委員おっしゃられたとおり 138 カ所で予定しておりまして、11月末までにこのうちの 137 カ所が完了している状況でございます。残り 1 カ所でございますが、これにつきましても12月末までに完了予定と伺っております。また、県が管理する道路の取り組み状況でございますけれども、県内で 150 カ所設置することとしており、このうち、美波庁舎管内の54カ所につきましては7月末に設置を終えております。さらに、阿南、徳島、鳴門の各庁舎におきましても、今年度予算によって実施中でございまして、11月末に鳴門庁舎におきまして24カ所の設置が完了いたしまして、今年度中には全ての設置を終える予定としております。

以上でございます。

喜多委員

今年度中に全部完了ということで。それと浸水予想高、面積がすごく広がってきました。そういう意味で今まで予定に入っていた海拔表示の箇所以外でも、設置の必要があるのではないかと思います。もう一つは、鳴門と海陽町でも独自に設置しているということを聞いておりますけれども、今年度は終了ですが、来年度に向かって希望としてはもっともっとふやしてほしいなと思いますけれども、今後の予定はどうか。

杉本道路整備課長

ただいま委員から、津波浸水被害想定が広がったということで、もう少し設置できないかといった御質問でございますけれども、平成24年10月31日に公表されました徳島県の津波浸水想定は、これはことしの1月に公表されました暫定の津波浸水予想図と比較しまして、想定 of 津波浸水の範囲が広がった状況になっております。それで、このたび公表された浸水予測図に基づきまして、より広い範囲で海拔の周知を図る、また効果的に津波発生時の避難行動に役立てていただけるように、現地調査の上、整備の範囲を広げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

喜多委員

できるだけ住んでいる人の不安を解消するためにも、海拔表示は1つの方法ではないかなと思っております。それと、初めに申し上げましたように、海陽町と鳴門市が、市町独自で表示をされている、ないしは、されると聞いております。できましたら、そういうことも24市町でないのか、浸水予測されております関係市町、徳島市を中心にほかの市にもそういうことをしてはどうかということを、県から何かの機会に要望していただきたいと要望して終わります。

長池委員

あるというか、思いつきなのでお答えができなかったらできないで構いません。森田先生の前で言うのもおかしいので、間違っていたらさっきみたいに小休で怒っていただいて。

消防団のことなのですが、小松島のことしかわからないです。小松島のことだけでいうと、消防小屋がどうも耐震ができていないような気がしてしょうがないのです。地震が揺ったら多分消防車が出られないのではないかとこの小屋ばかりなのです。この場か別のところかで、これまでもずっと話し合われてきたことかも知れませんが、年末年始には、

消防団の皆さん、夜警が始まるのですかね。そういった活動が非常に活発で、本当に御苦労されるこの寒い中、そういう時期でございますので、あえて再度消防分団の消防小屋の耐震、設備の方針について、県のこれまでの取り組み状況と今後の方針があればお聞かせ願いたいと思います。

松本消防保安課長

消防団の詰所の耐震化についてのお尋ねでございますが、小松島市では22分団ございます。恐らく分団ごとに、何らかの建物を持たれていると思います。手元には現在耐震化がどのように進められているかというのはございませんが、もちろん防災の拠点施設でございますので、国の補助等ございます。ということで、各自治体においてその制度を有効に活用していただいて、今後耐震化を進めていただけたらと考えております。

長池委員

津波も怖いのですが、私は大きな地震が来たらやっぱりあちこちで火が上がるイメージが先に来ます。本当にいざというときに、消防車、車が出ないイメージがすごく強くて、津波の前に焼け死んでしまうのではないかというイメージがありまして。多分、消防団の方は地震が揺ったとき、真っ先に分団小屋に集まると思います。そうですね。地域の安全のために、本当に自分の身を顧みず集まって、そのときに小屋が倒れて車が出ないことになったらもう話にならない。

で、何とか国の補助もあるのですが、県のほうでも今小学校とかそういったものの耐震化を進めております。その次にでも、命を守るための非常に大切な拠点となる小屋でございますので、方針の中にしっかりと入れていただきたいと思います。ここにいらっしゃる先生方全部、年末年始、夜警の陣中見舞いとか出初め式であいさつされるのです。そのときに県が、国の補助頼ってくださいというのではあいさつできないのです。やっぱり、県のほうでも皆さんのことをしっかり支えていきますというあいさつをしたいのですよ。特に、12月は21日が昭和南海地震で、25日が安政でしたかね。南海地震月間にも入りましたので、そういう危機感の中で、火災であったり地震であったり、そういうものから安心を守る拠点でございますので、ぜひ。きょうこの場ではこれ以上は言いませんし、質問もしませんが、多分この状況だったら、2月の一般質問でさせていただこうかなと思っておりますので、ぜひ森田委員にも、こう言ったらいけるという御助言をいただきながらさせてもらいたい。そのぐらい、本当に命の安全を守るための拠点として、小松島とかいうのではないのです。本当に、徳島の消防団全部の拠点をしっかり見直すぐらいの県の方針、または姿勢というのをぜひ御期待申し上げて締めたいと思います。

以上です。

森田委員

私は、県に別に質問はないのだけれども。さっきからみんないろいろ言っているけれども、実際に私は消防団に過去に47年おった。過去を振り返って見たら、雲仙普賢岳とか阪神淡路大震災とか、このたびの3.11、こういうので何人の方が犠牲になって、どうなっているか、そういう方々が今どういう生活をしているのか、残された遺族がどんな生活をしているのか。消防人がお互いに見舞金とかのお金を出し合って、このたびでも東北、東日本の震災で122人かの遺族、消防関係者が金を集めて、徳島県では見舞金は500万円ぐらいと、それと育英資金が80万円、それは間違いないと思うのです。

だから、そういうことを質問するなというのではないのです。そういう陰には、苦労している消防団員がいるんだということを認識してほしいと思う。それだけは言いたいんです。そういう苦労をしても、上級消防の人間というのは2階級特進して退職金ももらえる。みんな、遺族年金だってもらえる。団員はどうかといえば、出ていたときだけ公務となって、朝晩は別に何でもなし。そういうことで、実際に何百人もが、普通の公務だったら、死んだら3,000万円ぐらいもらっている。それで遺族年金ももらえる。そして、このたびだったら2,400万円しかもらってない。実際に、こんなの皆さん知ってますか。消防団員というのは、本当に苦労して行っているということを、頭に置いてほしい。別に答弁なんか要らないけれども、何や言うのをやめようと思ったけれども、どんべくそ悪いけん。もうそれで終わり。

西沢副委員長

先ほどの市町村の担当ですけれども、とてもよい質問だと思います。消防車、拠点がやられたのでは何もならないから、本当によい質問だったと思います。これは、本当に各市町村に連絡して、そういうことも考えてちゃんと対応策を進めるよう私もお願いしておきます。

それから、今月12月3日に行われました緊急地震速報の訓練ですけれども、皆さんも訓練に参加したと思います。どういう行動をとったか私のほうで確認できておりませんので、確認しておきたい。確認するとはどういうことかということ、やはりみんなが参加すると、そして参加した中でどんなことが悪かったのか、よかったのか、実際に訓練してそういうことをちゃんとまとめていく、次につなげていく、みんながやることを確認していく、そういうことではないかと思うのです。まず、全員が参加したかどうかを確認したいとお願いしてありましたけれども、その前にここの皆さん方、行動しましたか。要するに、頭の中でなく、行動しましたか。行動した人、手を挙げてください。全員しましたか。はい、結構です。廊下でそのままだった人もたくさんいましたし、どういう状況だったのか私も把握してみたいと思います。お願いしてありましたね。どういう結果になりましたか。

楠本南海地震防災課長

12月3日の訓練でございますけれども、これは消防庁が実施した全国一斉の訓練でございます。この機会、緊急地震速報を受けた場合に、自分の身を守る、頭部を保護する、机の下に潜る等の行動をしていただきたいということで。緊急で聞き取りしたところでは、自分の身を守るというような退避行動というのは、県庁全課で対応をしているところでございます。あと、訓練を生かすということで、今後こういった行動をするかとか、反省点もアンケートを実施しているところでございます。これはまだ、まとめはできておりません。

西沢副委員長

全部署でやったということで、1人がやったらやったとなるのかもしれませんが。どういう状態で皆さん考えてやったかというのはそれぞれあると思いますので、当然本当にやったということを確認して、次につなげるためにです。今回のことのおしかりではなくて、次により方向につなげるためにアンケートをとって、そういう訓練をやったときには、そのまとめとして反省点はどうか、どうつなげていくかということを含めてやってほしいなと思います。お願いいたします。

それから、きょうは12月 7 日ですね。過去に、大きなこと何があったかわかりますか。12月 7 日、東南海地震ですね。昭和19年12月 7 日。戦争末期かな。その2年後、昭和21年12月21日、丸々2年後に南海地震が発生しました。要するに、東南海地震と南海地震が連続して起こるぞという1つの証拠です。きょうは12月 7 日でございます。太平洋を津波が渡って行ってアメリカのほうでも津波が観測された。大きな地震が日本であったのだと、アメリカのほうでもわかったということも言われております。

以前から、もう何回も言っていました。資料が伴わないのですけれども。私がちょっと調べた中では、平成16年の6月ごろの委員会だったと思うのですけれども、一番最初に東海地震、東南海地震の発生が予知されたとき、または東海地震、東南海地震が発生したとき、これを予知として徳島県がどう行動するかと。発生したとき、または発生が予知されたときにどう行動するかということを、私が知っている中では16年の6月議会ぐらいで一番最初に言いました。

それから丸々8年になります。持っているのは、平成17年2月定例会の一般質問ですけれども。そのときの答えは、当然やれることは一生懸命やっていくと。予知として、やらなければいけないことは一生懸命やっていくという話でした。それ以降8年たちましたけれども、何か行動を起こしましたか。何回も言いましたけれども。

楠本南海地震防災課長

まず、東海地震が起こったときだけでなく、地震が起こったときにはすぐ逃げるという、全体的な対策は進めておりますが、限定した分だけというのはやってないと思います。ただ、東海地震が起これば、当然、こちらが揺れなくとも津波警報等も予想されますので、起こったときはすぐ避難行動をすることが重要だと考えております。

西沢副委員長

そのときの答弁では、可能なものから講じていくことが大変重要であるというのがございます。可能なものとは何か。当然ながら、警報とか注意報が出たら、そのときの行動をとります。現在そうっておりますけれども、それ以外に、余り決められてないけれども重要なことっていっぱいあると思うのです。

例えば、今津波の高さがわからないですね。東海地震が予知された、東南海地震が予知された、または発生したとき、南海地震ではありませんから、皆さん方、徳島県民はどうか。今までの例から言うと、沿岸部に見に行く人が多かったです。かなりの人が見に行きましたね。そういうことが目立ちました。

では、例えば、南海地震が続いて来たときに津波でつかるかどうかわからないところが逃げたかどうか。南海地震が来る予知ととらえて、避難をする。要するに、災害、津波避難弱者ですね。例えば、学校等は、そのときには休校になって皆さんに帰ってもらうでしょうけれども。そうでなくて、施設、高齢者の施設、障害者の施設で、南海地震が来たら津波にやられるところ、そういうところをどうするのですか。避難弱者を先に安全なところに避難させる、そして様子を見る、そういうことを8年間言ってきたわけです。こういうことをやられていますか。

楠本南海地震防災課長

東海地震に関しましては、予知連等から警戒宣言とか注意情報というのが発せられて、それに対してどう対応するかというのは決まっております、警戒宣言等が出れば当

然徳島県内においても、避難準備でありますとか、そういった対応をすることになっております。今回も、国に対して、早く南海トラフのそういった対策の大綱の見直し等をと提言して要望しているところでございます。

西沢副委員長

国のほうは詳細まで決めません。その詳細を決めていくのは、県であり市町村であり、まず住民でありという形になると思います。県は県で、これはと思ったことは独自に、国の指示を待つまでもなくやれるものはやっていく。当然です。国の指示を待たないとやれないものは仕方がないですけども、やれるもので。死者ゼロを目指すと言っているのですから。死者ゼロを目指すんでしょ。

では、避難弱者などはどうするかということと関係してくるのではないですか。国にお伺いするというような問題ではないでしょう。まずは逃げておく、逃がしておくというのはできるでしょう。それが昼だったらまだ逃げやすいかもわかりません。真夜中、本当に助けの少ない、そのときはどうしますか。そのときにぱっと対応ができるように。東海が起こったとか、東南海が起こった、または予知されたというときは、まだ時間があります。そういうときにどうしますか。即応体制で行動をとれるような対応策をとっておけばどうですか。避難する場所を決めておいたらどうですか。これだけじゃなくて、いろいろできることを考えていく。

何でこんなことを言うかということ、東日本大震災が起こって、もう本当にやばいですよ。今までだったら片足をつっこんでいたけれども、今だったら両足がどっぴりつかっているかもわかりません。いつ来るかどうか。だから、非常に急ぐという思いで言っているのです。8年間かかって、やばいやばい言っておりましたけれども、本当にやばい状態になりましたよ。これどうしますか。やらないのですか。国にお伺いを立てるだけですか。

楠本南海地震防災課長

まず、先生も御存じのように、南海トラフの地震が起こったほうが津波が速く到達しますし、被害も大きいということから、まずは南海地震から避難するというのを優先して、今回も見直しとか頑張っているところでございます。

国にお伺いするというのは、予知とか警戒宣言、これをどう受けとめるかというのが前提でございますので、国から予知が出たら全員すぐに逃げるのかとか、この予知というのはどういうものかというのも国のほうでしっかりとしない、県単独では。特に、東海地震が起これば津波も来ますので、起こった場合に避難行動をとるというのは当然の話でございます。おっしゃるような予知がされた場合というのは、警戒宣言、注意の段階に応じた連絡体制を地域防災計画上也に定めております。

西沢副委員長

百歩譲ります。避難弱者に、そういうことがあり得るから、自分のところで判断してくださいと。避難するかしないか、要るか要らないかは、自分の施設で。本当は、個人の寝たきりとか寝たきりに近い状態の歩けない人、そういう人も入るのですけれども。大災害のとき、津波が来るというときに避難できない、地震が来るといふときになかなか大変だという災害避難弱者、施設に対して、避難しておけばどうかということがありますので、最低限、自己判断ということで通達してください。要するに、これは自分で判断してくださいと。県ができないのだったら、自分で判断できるように情報を流してください。情報

を流すことぐらいできるでしょう。

柿成防災人材育成センター所長

基本的には、地震が揺ればもう津波が来るものとして避難していただくということで、子どももお願いしているところでございます。それで、どう逃げるかについては、やはり公共の手というのは人数も少のうございまして、すぐに助けに行くということにはまいりません。そういうことで、やはり地域として自主防とかまた消防団の方とか、そういう方にも、地域でお話し合いをしていただいて、どうするかというのを十分検討していただくようお願いしているところでございます。

西沢副委員長

これでは県がいう死者ゼロということにはなりません。今の話は他人任せです。みんなに検討してもらおうと。こちらから言うのではなくて、自分らで勝手に検討してもらおうという答えでした。今のは、県は何もしませんという答弁でしたね。勝手に考えてくださいよという答弁でなかったのか、私にはそう聞こえた。

楠本南海地震防災課長

何もしないというのではございません。台風の時でも、そういった逃げるのに時間がかかる人に対しては市町村長が避難準備というのを発令します。現に風水害の時でも、避難に時間のかかる人は、先に準備行動してくださいと、これは権限において出します。必ずしも前提でこういうことはなかなかできませんので、当然判断に基づいて、避難準備行動、避難勧告、避難指示という法律の流れで、きっちりとするような体制を構築しておりまして、それに応じた対応をする。県が何もしないというのではない。

ただ、おっしゃるとおり、やはり一人一人が逃げてもらわないと、先ほども議論ありましたが、助けるために亡くなった方もございますので。まずはそういった体制を施設でもしていただくし、個人個人もしていくと、そういうことを理解していただくのが一番重要だと考えております。

西沢副委員長

報道関係の方も来ておられますので、報道して、こういうことを県民に考えてもらってはいかがですか。こういうことに県は余り積極的ではないという中で。そうでしょ。災害避難弱者に対して、何かしら起こってからでないとい行動しませんというのでは。東海地震の予知が出されたときだけ、粛々と決めごとにおいてやるというのでは、徳島県民の命は守れません。で、私が言ったことが、後から大きな問題になってくる可能性もありますよ。発生して、施設の方がばさっとやられて亡くなって、避難できていたのになと。

（「委員長、ちょっと小休せえ」と言う者あり）

ちょっと待ってください。

中山委員長

小休します。（12時02分）

中山委員長

再開します。（12時04分）

西沢副委員長

一生懸命発言している中で、腰を折られました。私は一生懸命発言しています。何でか。いつ来るかわからないではなくて、もう来るかもわからないところまで来ている。皆さん、そう思っているわけでしょ。だからこそ、今まで言ってきた中で、本当に大切なこと、金がなくてもできること、即応体制でできること、それを再確認しなければいけないと言っているわけです。できないことを言ってるわけではないのです。

災害対策は、これは県がやることでない、市町村がやることです、というはねつけをするものではないです。みんなが一緒になってやるべきです。違いますか。私はそう思います。だから、県の管轄でなくても、こういうことが考えられますので皆さん考えてくださいというのだったらそれでもいいのです。そういうことをやらなければならないんです。知事に聞いたら多分そのとおりだと思いますよ、違いますか。部長、言ってください。

納田危機管理部長

今、副委員長がおっしゃられましたように、私も全くそのとおりだと思います。11月議会に提案させていただきました条例、それはまさに今委員がお話になった、自助、共助、公助、この3つが非常に大切だと。それぞれ個人であり、企業であり、施設であり、それぞれが自分の立場を考えて、そのとき何をしたらいいのかということを考えていただくことを皆さんに知っていただくために、条例を提案したものであります。その趣旨が、施設、あるいは企業、市町村含めて全員に伝わるように努めてまいりたいと思います。

西沢副委員長

これだけに質問の時間をとるわけにはいかないのです、一応は、それで置いておきます。できること、できないことではなく、本当にできることは一生懸命やるべきです。そのために人の命が助かったら、本当に感謝してもらえますよ。やるべきことをやらなくて、亡くなったときには、感謝どころで済みませんよ。そういうことをみんなが考えて、自分の範囲でなくても考えて、提案して、やるべきことはやっていくべきだと、私はそう思います。それこそ、対策の基本だと思うんです。

津波警報についてです。これも、今までも言いました。地震が小さいとき、またはなかったときに津波が来るということは、過去に日本でありましたか。南海地震はどうでしたか。

楠本南海地震防災課長

いわゆる、ゆるゆる地震、津波地震について、地震がなかったかどうかは、これは文献ではございませんが、1605年の慶長の地震がいわゆる津波地震であつただろうと。それから、三陸のほうでも、余り揺れないのに津波が来て大きな被害が発生しております。

西沢副委員長

そうですね、南海地震でも、学説でしょうけれども、言われております。だから、それをとらえて、どう行動したのか、どう行動しなければいけないのかというのが問題じゃないかなと思うのです。今そういう状況が起こって、地震ではなく津波が来るぞというだけの報道で、どれだけの人が逃げると思いますか。1割、5%、1%、というような感じを受けます。どれだけの人が本当に逃げるのかなと。

今まで、皆さん方、県も国もみんなが地震が来ると。学者も含めて、南海地震というのは大きな地震が来て、二、三分揺れて、その中で津波が来ますよという報道の仕方でした。で、学者の先生とか県の職員とか市町村とかから防災についていろいろ聞きますけれども、地震が来なくても、小さくても、大きな津波が来る可能性がありますとは聞いたことがないです。聞いたことがありますか。

楠本南海地震防災課長

まず、啓発しておりますのは、震度4以上の強い揺れを感じた場合とか、それから強くなくても沿岸域で地震が来た場合は、津波が来るという前提で避難をしてくださいというような啓発を行っております。今は非常に意識が高くなっていると思います。東日本大震災のときに県でアンケートをとったときには、全体的に30数%。それから沿岸域であれば……（「地震が来てからでなしに。」と言う者あり）揺れない場合ですか。全く揺れない場合、これは気象庁のほうはどう出すかどうかという確認はとれておりませんが、全く揺れない場合は判断がしにくい、情報が入らない状況でございます。

西沢副委員長

問題はね、津波警報は気象庁が出すんです。今までの気象庁の津波警報というのは、地震が発生して、どこで、どの深さで、どのぐらいの規模が発生したら津波がこのぐらい来るだろうという予測のもとでやっています。で、和歌山県沖ですか、今度たくさんの地震津波計、D O N E Tが海底に設置されましたので、それをもとに独自に、地震が関係なくとも津波警報が出せます。地震が小さくとも、なくても、津波が観測されれば津波警報出します。そうですね、ちょっと確認します。

楠本南海地震防災課長

東日本大震災を踏まえまして、気象庁においても津波警報の出し方というのにも検討しております。

それと実測ですね、東日本のときもG P Sの波浪計でありますとか、そういうのを活用するということで。東南海地震の地域に、D O N E Tという海底の地震津波計が、まず東南海地震向けに整備されまして、四国沖に関しても整備が進んでおります。やっておりますところは独立行政法人海洋研究開発機構J A M S T E Cというところでございますが、そのデータを気象庁へ送ると聞いております。あとは、気象庁の専権事項になりますので、気象庁のほうはそのデータを用いて、津波警報とかを発表することになります。

西沢副委員長

海底地震計だけでないんです。浮き漁礁的なやつで、気象ブイというのがありますね。気象ブイで津波の観測をして、それを流すという状況になっています。だから、海底地震津波計だけではなくて、津波警報だけが発令される可能性もあります。そのとき、先ほど言いましたように、地震が小さい、またはほとんどないときに、津波警報を出されて、県民、国民はどう動くと思いますか。感覚だけでいいです。

楠本南海地震防災課長

まず、東日本大震災の津波を目の当たりに見ております今の時期でありますとか、そういったときにはやっぱり意識が高いと思いますが、風化していけばだんだんと薄れていく。

そうなった場合に、避難行動が落ちないか。そのために、条例とかそういうもので、きちんと教育、普及啓発によって、ずっと風化させないでつなげていくことが重要だと考えております。感覚的にどれぐらいというのは、お答えが……。

西沢副委員長

では、今度からの地震津波の計画の中には、政府の地震の対応の仕方とか、そういうのは盛り込むのですか。

楠本南海地震防災課長

津波が来るかどうかは、副委員長がおっしゃったように、そういったデータをもとにしないと。揺れた場合は逃げるということにしておりますが。そういうこともありまして、県としましては、昨年度国に対して観測体制を整備するように要望しまして、ことしから室戸四国沖付近に海底の津波計の整備が進んでおります。やはり、そういった情報、データを活用するのは、国における整備が必要になってくると思います。

西沢副委員長

ずっと話を聞いていたら、資格試験ですね。国が決めたからすると、そういうふうに聞こえるんです。要するに、今聞いてたら、県独自に必要なことも、国が決めなかったらやれませんというふうに聞こえるんですよ。地震がほとんど感知されなくとも、大きな津波が来る場合がありますね。さっき言った、南海地震でも、1605年に来ただろうと言われてますね。過去に 680 何年かから七、八回の中で 1 回あっただろうと。確率的に高いですね、違いますか。何百回に 1 回ではないですよ。

だから、そういうことがあり得ることを、知識として県民に知らせる必要があるのではないですか。まずは、その知識がなかったら逃げませんよと言っているわけです。だから、私が言いたいのは、そういう知識、こういうことがあり得ますよということを知らしめなければいけないのではないですか。逆に言ったら、今は、地震が来たら津波が来るとだけしか言ってないですから、地震が来なければ津波は来ませんよと言っているのと一緒なんですよ。だから言ってるんです。違いますか。

楠本南海地震防災課長

ゆるゆる地震というのも啓発しておりますが、私のほうでなかなか周知徹底ができていないということだと思います。揺れなくても津波が来る場合がある。津波は地震だけでございませんで、火山の噴火とか、崩れてというのもあります。その場合、データを国からとらないと、今は県で地震とかをつかむような設備がございませんで。やはり国からきっちりした情報データの提供を受けないと。ということで、県が何もしないというのではなくて、普及啓発、地震が揺れなくても津波警報とか注意報が出れば、当然します。

その前提というのは、遠地津波でありますとかそういった情報は、国から出るという前提で。国のほうで、きっちり遠地津波であっても警報は出るという前提でないと、県独自でというのは。それで、国と申したわけでありまして。県としましては、副委員長がおっしゃるように、そういった津波もあるということを、きっちり啓発を続けていきたいと考えております。

西沢副委員長

部長、再度今と同じ答弁。どう答えますか。

納田危機管理部長

先ほど副委員長さんからお話ございましたスロースリップ地震につきましては、確かに大きな地震動はないけれど、津波の可能性があるということで。今、国のほうではH i - n e t、またはD O N E Tということで、地震動だけでなく、津波高を早急に感知できる設備を設置しようとしております。その情報が、素早く各都道府県なり、私どもの市町村内にできるように今整備しております。私どもは、その情報、もしくは気象庁からの警報をもってプラスの行動を起こすことをまず第一義的に考えていきたいと思っています。ただ、地震動が少ないとき、または遠地地震、昔ありましたチリ地震とか、太平洋を渡ってくるのに何十時間もかかるというふうな地震の際にも津波が来るのですよという啓発については、私どももしていく必要があると考えます。

西沢副委員長

問題のすりかえですね。南海地震のことを言っているのに。南海地震で、地震が小さいときでも大きな津波が来る可能性がありますということを周知しておかないと、そのときは逃げませんよと。「地震が来てないやん」と言われたら終わりですということを言っているわけです。遠地のことを言ってません。問題は、そういうこともあり得るということを知っておいてほしいということ、まずはそれだけ言っているのです。そのために、県がどうこうせえと言っても、津波が来ますという報道しかないじゃないですか。気象庁から来てですね。それはそれで仕方がないじゃないですか。でも、そのときに逃げますか、事前知識がなかったら逃げませんよ。多分そうだろうと思うから、事前知識も必要ではないですか。ほとんど知識的には、皆さん言ってます。そういう報道ありません。講演会ありません。では、言ってますねと言っているわけです。

だから、例えば、今度県が出す大きな広報の中で、コラムみたいな形でもいいです。こんなことありましたよというのでもいいんです。何かの形でそういうことを周知、教育していかなかったらいけないということと言っているわけです。

納田危機管理部長

私、今遠地地震のことを申し上げましたけれども、遠地地震であっても、スローな地震であっても、地震動がなくても、津波が来ることがあるということについて啓発をしていく必要があるというふうに申し上げたということでございます。

西沢副委員長

本当に、多分国民、県民は知りませんよ。多分 100 人が 100 人とも知らないのではないですか。地震がなくても津波が来ることがあり得るということ。知っている人は知っているでしょう。でも、本当に少ないと僕は思います。だからこそ言っているわけです。今までは、国のほうも想定外、想定外と言いました。多分、今度そういうことがあったとしたら、データがほとんどありませんから想定外でしたと、それで終わっちゃいますね。今の状態でしたら。それで大勢の人が亡くなります。それでは困るということです。

もう、このぐらいで時間がないでしょ。

（「あと 5 分」と言う者あり）

あと 5 分ね。あといろいろ聞きたかったのですが、このぐらいで終わるときです。

でも、もう本当に今来るかもわからないということを、皆さん方、肝に銘じて、その中で自分たちが何を考えて、どう行動することが今求められているのか。そのことによって大勢の人の命が助かる可能性が十分にあるということをみんな認識して、それぞれが頑張っ
てほしいと思います。よろしくお願いします。終わります。

中山委員長

以上で質疑を終わります。

次に請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表のとおり、3件となっております。なお、請願第30号及び第31号については、同様の要旨でありますので、まとめてお諮りいたします。

初めに、請願第28の3号、ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育についてを審査いたします。本件について理事者に説明を求めます。

佐野教育長

①－1 各市町村の小中学校の校舎耐震化に対し、県として十分な財政措置をすることにつきましては、公立小中学校施設の耐震化は、設置者である市町村が国からの補助を受けて計画的に取り組んでおり、県下公立小中学校施設の耐震化率は、平成22年度末の約77%から大きく進捗し、平成23年度末は約86%となりました。国では、これまでも耐震化に係る補助制度の拡充や地方財政措置の拡大、大規模な補正予算等によって、市町村の要望に対応しているところです。県といたしましては、国に対して、さらなる補助制度の拡充や、予算の確保について重点的に要望を行ってきたところ、地震の際に倒壊等の危険性の高いI s 値が0.3未満の施設について、国庫補助率のかさ上げを5年間延長する措置が成立いたしました。

一方、県も市町村と同様に、県立学校の設置者として、平成27年度末の県立高校耐震化率100%を目指して取り組んでいる中で、国の法改正で補助率のかさ上げ対象とならない小中学校施設に対する県独自の補助制度を平成20年度に創設し、平成23年度から平成27年度までの5年間、制度の延長を図るなど、現時点において可能な限りの支援を行っているところでございます。

①－2 津波に対して、子供たちの安全な避難場所の確保に務めることにつきましては、甚大な被害が想定されている南海トラフを震源とする巨大地震に備え、児童生徒がみずからの命を守り抜くため、主体的に行動する態度を育成する防災教育の推進や、津波に対して安全な避難場所の確保は大変重要であると考えております。県教育委員会では、学校防災マニュアルを全面改訂し、災害発生時の児童生徒の命を守るための指針を示しております。各学校におきましては、学校防災管理マニュアル及び県が本年10月に公表しました津波浸水想定に基づき、津波・地震災害に対する避難場所の見直し、検討を行い、児童生徒の安全な避難場所の確保に努めておるところでございます。

中山委員長

理事者の説明はただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択すべき」と言う者あり）

（「継続」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、採決に入ります。

お諮りいたします。本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立をお願いします。

（賛成者起立）

起立多数でございます。よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第30号及び第31号、津波襲来に備えた松茂パーキングエリアの活用についてを審査いたします。本件について理事者に説明を求めます。

海野県土整備部長

南海トラフの巨大地震への備えとして、10月31日に徳島県津波浸水想定を公表したところであり、さらには全国でも初の事例となる県、地元自治体、西日本高速道路株式会社の3者による津波避難場所設置に関する協定を締結するなど、高速道路を活用した防災減災に資する施策に積極的に取り組んでいるところであります。

津波襲来時の避難については、まずは地元町が策定する地域防災計画の中で、新たな津波浸水想定を踏まえ、住民の意見を聞きながら、避難場所の指定を含めた検討がなされるものと思われます。その上で地元町から県に対して、松茂パーキングエリアの活用に関する協議があった場合には、西日本高速道路株式会社との協議、調整に協力してまいります。以上であります。

中山委員長

理事者の説明はただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「採択すべきです」と言う者あり）

（「継続」と言う者あり）

それでは意見が分かれたので、採決に入ります。

お諮りいたします。本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第28の3号、請願第30号、請願第31号

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。（12時26分）